

復興特別交付税室関係資料

<資料一覧>

- 平成 25 年度震災復興特別交付税交付額の決定について
- 平成 26 年度地方財政計画の概要（抄）について
- 平成 26 年度震災復興特別交付税 省令（概要）について
- 震災復興特別交付税の適正な算定について

平成 26 年 3 月 18 日

平成 25 年度震災復興特別交付税交付額の決定

総務省は、東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法附則第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度震災復興特別交付税の 3 月交付額として 2,570 億円を交付することとしました。

この結果、平成 25 年度震災復興特別交付税額は 5,071 億円（対前年度比▲33.7%）となります。

1 交付額

(単位：百万円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		伸 率 (A/B)
	3 月交付額	交付総額(A)	3 月交付額	交付総額(B)	
道府県分	120,074	270,024	297,328	444,231	▲39.2
市町村分	136,878	237,050	183,014	320,305	▲26.0
合 計	256,952	507,074	480,342	764,536	▲33.7

2 交付総額における主な算定項目

(1) 直轄・補助事業に係る地方負担額	() 内は平成 24 年度数値 3,890 億円 (3,980 億円)
(2) 単独災害復旧事業費	364 億円 (712 億円)
(3) 中長期職員派遣、職員採用	273 億円 (207 億円)
(4) 原発事故関係（除染、風評被害対策等）	76 億円 (109 億円)
(5) 地方税等の減収額	770 億円 (542 億円)

3 日 程

平成 26 年 3 月 18 日(火) 交付決定、閣議報告

平成 26 年 3 月 19 日(水) 現金交付

〈連絡先〉自治財政局財政課復興特別交付税室
 梶、酒井、江戸、小野
 代 表 03 - 5253 - 5111
 直 通 03 - 5253 - 5612
 F A X 03 - 5253 - 5615

平成25年度震災復興特別交付税の3月交付額（その1）

県分

都道府県名	3月交付額	交付総額
青森県	2,331,045	7,052,339
岩手県	13,007,016	48,812,713
宮城県	48,678,108	101,962,916
福島県	28,480,437	65,844,664
茨城県	10,308,364	22,718,306
栃木県	413,030	1,024,668
千葉県	5,492,518	8,232,225
新潟県	2,112,178	2,573,380
長野県	179,231	665,055
その他の道府県	9,071,727	11,137,332
計	120,073,654	270,023,598

市町村分

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	3月交付額	交付総額
北海道	鹿部町	48,206	48,206
	八雲町	0	7
	広尾町	0	18,511
	浜中町	30,108	52,200
	その他の市町村	130,340	298,618
	小計	208,654	417,542
青森県	八戸市	425,886	1,278,217
	三沢市	0	80,541
	おいらせ町	16,975	52,532
	階上町	0	11,070
	その他の市町村	27,835	43,952
	小計	470,696	1,466,312
岩手県	盛岡市	804,955	853,027
	宮古市	3,135,927	3,852,359
	大船渡市	2,628,680	3,283,607
	花巻市	385,473	516,491
	北上市	375,188	477,056
	久慈市	855,699	960,293
	遠野市	110,924	124,679
	一関市	264,073	264,073
	陸前高田市	5,280,324	5,712,521
	釜石市	8,648,428	9,683,968
	二戸市	78,978	81,840
	八幡平市	18,703	60,002
	奥州市	0	78,915
	滝沢市	35,320	36,152
	雫石町	83,965	94,735
	葛巻町	0	0
	岩手町	36,248	37,773
	紫波町	16,516	39,496
	矢巾町	38,901	38,901
	西和賀町	23,271	36,206
	金ケ崎町	166,672	193,807
	平泉町	14,294	14,294
	住田町	0	44,978
	大山町	5,635,435	5,948,877
	岩田町	3,410,276	4,204,179
	岩泉町	664,766	722,979
	田野畑村	1,134,165	1,355,681
	普代村	82,104	140,116
	軽米町	3,986	3,986
	野田村	1,109,297	1,200,249
九戸村	5,390	8,587	
洋野町	327,263	335,226	
一戸町	27,945	31,487	
	小計	35,403,166	40,436,540

平成25年度震災復興特別交付税の3月交付額（その2）

市町村分

（単位：千円）

都道府県名	市町村名	3月交付額	交付総額
宮城	仙台市	3,447,313	19,593,096
	仙台市	12,247,165	20,268,022
	仙台市	1,134,237	3,073,824
	仙台市	7,646,491	16,009,702
	白石市	270,295	355,685
	角田市	2,116,951	4,480,896
	多賀城市	143,523	176,846
	多賀城市	0	1,599,215
	岩沼市	1,216,527	5,896,443
	登米市	1,566,662	1,692,250
	栗原市	659,317	675,496
	東松島市	1,873,935	8,541,069
	大崎市	535,539	841,526
	蔵王町	53,495	55,150
	七ヶ宿町	22,653	25,646
	大河原町	79,832	106,081
	村田町	24,908	25,731
	柴田町	197,698	203,124
	川崎町	63,922	99,734
	丸森町	26,581	51,526
	亘理町	1,897,306	3,674,138
	山元町	1,027,772	4,102,942
	松島町	198,420	585,286
	七ヶ浜町	1,982,497	2,548,818
	利府町	3,234	685,246
	大和町	234,031	308,606
	大郷町	73,429	76,583
	大谷村	44,551	50,641
	大色村	79,519	79,896
	加美町	34,522	34,522
	加美町	211,647	217,834
	美谷町	80,230	115,963
	美里町	141,915	168,387
南三陸町	2,405,924	7,015,919	
南三陸町	455,382	7,526,481	
小計	42,197,423	110,962,324	

都道府県名	市町村名	3月交付額	交付総額
福島	福島市	2,616,808	3,765,455
	会津若松市	385,570	476,524
	郡山市	2,278,731	2,485,551
	いわき市	7,796,321	9,125,894
	白河市	876,812	1,037,448
	須賀川市	1,395,931	2,435,286
	喜多方市	41,425	53,406
	相馬市	2,853,865	4,105,288
	二本松市	478,173	547,471
	田村市	386,181	476,886
	南相馬市	4,849,728	7,263,287
	伊達市	1,080,402	1,160,103
	本宮市	643,962	675,833
	桑折町	601,655	609,841
	国見町	222,311	712,238
	川俣町	188,205	414,493
	大玉村	39,715	53,097
	鏡石町	379,279	466,515
	天下栄村	300,306	308,002
	郷町	5,402	39,806
	枝岐村	3,189	3,189
	只見町	12,409	12,409
	南会津町	25,850	75,700
	北塩原村	15,545	17,900
	西会津町	5,273	41,337
	磐梯町	0	465
	猪苗代町	48,681	68,299
	会津坂下町	27,176	32,927
	湯川村	2,692	5,197
	柳津町	13,085	23,372
	三島町	1,748	4,445
	金山町	2,261	2,261
	昭和三里村	1,061	1,061
	会津美里町	16,082	20,989
	西郷村	487,571	543,446
	泉崎村	77,435	84,264
	中島村	9,260	14,045
	矢吹町	264,666	291,085
	柵倉町	121,595	121,744
	矢祭町	57,326	62,981
	塙町	12,666	12,666
	鮫川村	0	1,071
石川町	86,361	95,350	
玉川村	35,203	36,968	
平田村	564	4,880	
浅川町	12,349	12,918	
古殿町	18,448	27,014	
三春町	114,369	132,687	
小野町	0	0	
小野町	598,879	809,061	
榑野町	1,494,630	2,026,677	
富岡町	1,250,545	1,753,164	
川内村	65,003	159,896	
大熊町	239,413	1,257,426	
双葉町	134,297	797,485	
浪江町	677,469	2,349,405	
葛尾村	154,929	264,553	
新地町	1,232,458	1,466,283	
飯舘村	222,115	592,832	
小計	34,963,385	49,439,876	

平成25年度震災復興特別交付税の3月交付額（その3）

市町村分

（単位：千円）

都道府県名	市町村名	3月交付額	交付総額
茨城	水戸市	900,953	1,401,039
	日立市	1,477,293	1,689,920
	土浦市	235,547	243,783
	古河市	50,422	51,961
	石岡市	0	18,041
	結城市	114,506	114,852
	龍ヶ崎	51,581	52,679
	下妻市	16,969	21,074
	常陸大宮市	421,997	582,751
	高萩市	0	244,659
	北茨城	6,835	107,308
	笠間市	0	232,355
	取手市	0	215,765
	牛久保	0	5,199
	つくば	151	1,420
	ひたちなか	0	3,611
	鹿嶋市	0	892,806
	潮来市	304,200	987,184
	常陸大宮	1,495,033	1,514,600
	那珂市	72,592	146,478
	筑前市	0	0
	坂東市	116,713	122,965
	稲敷市	57,808	67,587
	かすみがうら	69,431	90,803
	桜川市	28,729	29,594
	神栖市	0	0
	行方市	1,524,570	2,784,248
	鉾田	477	2,497
	つくばみらい	220,222	242,166
	小美玉	42,323	53,153
	茨城町	33,055	33,055
	大洗町	88,291	103,773
東海村	17,290	30,671	
大子町	0	147,894	
美浦村	65,039	295,004	
阿見町	33,440	33,722	
利根町	0	229	
利根町	0	1,838	
利根町	0	20,413	
その他の市町村	12,934	42,371	
小計	17,774	17,911	
小計	7,476,175	12,647,379	
栃木	宇都宮市	575,282	587,822
	足利市	0	1,084
	佐野市	79,777	288,366
	小山	119,474	120,625
	真岡	2,060,427	2,062,360
	大田原	0	3,016
	矢板	0	0
	那須塩原	210,185	218,120
	さくら	17,600	18,870
	那須烏山	29,415	31,707
	益子	428,934	439,649
	茂木	168,961	169,015
	市貝	169,751	170,983
	芳賀	245,051	295,930
	高根沢	0	6,307
	那須	86,183	90,168
	那珂川	26,652	27,813
	その他の市町村	6,382	252,222
	小計	4,224,074	4,784,057

都道府県名	市町村名	3月交付額	交付総額
埼玉県	久喜市	190,439	190,865
	その他の市町村	440,123	463,911
小計		630,562	654,776
千葉県	千葉市	651,409	703,684
	銚子市	56,837	244,506
	川崎市	180,171	180,171
	船橋市	289,966	309,373
	松戸市	832,623	934,011
	野田	234,673	236,165
	成田市	111,299	159,859
	佐倉	0	20,630
	東金	21,935	42,101
	旭市	67,791	119,897
	習志野	311,547	1,178,196
	柏	0	0
	八千代	49,009	51,264
	我孫子	0	103,830
	浦安	2,853,681	4,364,803
	印西市	149,651	288,204
	富里	14,026	65,616
	匝瑳	0	7,063
	香取	0	714,069
	山武	312,270	339,708
	大網白里	2,534	17,624
	酒々井	2,799	28,196
	栄町	6,658	42,178
神崎	0	152,606	
多古	218,827	227,876	
東庄	3,979	7,219	
九十九里	34,448	40,390	
横芝光	174,772	192,093	
白子	0	24,469	
その他の市町村	171,762	278,089	
小計		6,752,667	11,073,890
新潟県	十日町	1,007,177	1,008,254
	上越	147,449	148,158
	津南	12,858	12,858
	その他の市町村	961	1,504
小計		1,168,445	1,170,774
長野県	野沢温泉	0	0
	栄村	0	223,268
その他の市町村	188,688	205,188	
小計		188,688	428,456
その他の都道府県		3,194,298	3,568,349
計		136,878,233	237,050,275

※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に定める特定被災地方公共団体及び特定被災区域内の市町村について団体別に交付額を記載

平成 26 年度地方財政計画の概要(抄)

総務省自治財政局
平成 26 年 2 月

地方財政計画は、地方交付税法第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で震災復興特別交付税を確保

- 震災復興特別交付税 5,723 億円
(前年度比 ▲ 475 億円、▲ 7.7%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 3,719 億円
 - ② 地方単独事業分 1,085 億円
 - ・ 単独災害復旧事業 380 億円
 - ・ 中長期職員派遣、除染等 705 億円
 - ③ 地方税等の減収分 919 億円
 - ・ 地方税法等に基づく特例措置分 819 億円
 - ・ 条例減免分 100 億円

※ 震災復興特別交付税の平成 23～26 年度分の累計額は 3 兆 4,835 億円

地方団体に対して交付すべき平成26年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、
決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（概要）

〔ポイント〕

- ・ 決定・交付時期、算定項目いずれも平成25年度分と同様
- ・ 平成25年度分で減額できなかった額は、平成26年度9月分から減額
（減額できない場合は、3月分から減額）

1 平成26年度分の決定時期・交付時期（第1条）

平成26年9月及び平成27年3月において、平成26年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

2 平成26年度分の額の算定方法

(1) 平成26年度9月分の交付額（第2条）

平成26年度9月分の震災復興特別交付税の額は、 $A - B$ で算定する。

A：各算定項目（下表のア～ウ）の合算額（第2条第1項）

B：平成25年度に減額できない平成23・24年度分の過大算定分（第2条第2項）

(2) 平成26年度3月分の交付額（第3条）

平成26年度3月分の震災復興特別交付税の額は、 $A - B \pm C$ で算定する。

A：各算定項目（下表のア～ウ）の合算額から平成26年度9月分の算定額を控除した額（第3条第1項）

B：平成26年度9月分の額から減額できない額（第3条第2項）

C：平成23～25年度分の過大・過少算定額（第3条第3項）

ア 直轄・補助事業の地方負担額

- 平成26年度に行う平成23年度補正予算による基金事業に係る地方負担額（第2条第1項第1号～第2号）
- 平成26年度に行う平成23年度補正予算による復興交付金事業に係る
公営企業への一般会計負担額（第2条第1項第3号）
- 平成26年度に繰り越された平成24年度予算による直轄・補助事業等に係る
地方負担額（第2条第1項第4号～第8号）
- 平成26年度に繰り越された平成24年度予算による補助事業等に係る
公営企業への一般会計負担額（第2条第1項第9号・第10号）
- 平成26年度に繰り越された平成25年度予算による直轄・補助事業等に係る
地方負担額（第2条第1項第11号～第14号）
- 平成26年度に繰り越された平成25年度予算による補助事業等に係る
公営企業への一般会計負担額（第2条第1項第15号・第16号）
- 平成26年度予算による直轄・補助事業に係る地方負担額
（第2条第1項第17号・第18号）
- 平成26年度予算による補助事業に係る公営企業への一般会計負担額
（第2条第1項第19号・第20号）

イ 地方単独事業費

- 単独災害復旧事業費 (第2条第1項第21号)
- 災害復旧事業費・り災世帯数等に基づく算定 (第2条第1項第22号～第24号)
- 中長期職員派遣、職員採用 (第2条第1項第25号・第26号)
- 岩手県、宮城県、福島県の警察官の増員 (第2条第1項第27号)
- 消防・警察賞じゅつ金及び非常勤職員公務災害補償 (第2条第1項第28号～第30号)
- 被災児童・生徒等スクールバス (第2条第1項第31号)
- 選挙 (第2条第1項第32号)
- 原発事故関係(除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、避難元市町村と避難住民との関係維持支援) (第2条第1項第33号～第36号)
- 復興支援員 (第2条第1項第37号)
- 震災減収対策企業債に係る利子支払額 (第2条第1項第38号)

ウ 地方税等の減収額

- 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額 (第2条第1項第39号)
- 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額 (第2条第1項第40号・第41号)

3 平成26年度分の交付の特例(第4条)

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、平成26年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

4 震災復興特別交付税額を繰り越した場合の算定方法(第5条)

平成26年度震災復興特別交付税額の一部を平成27年度に繰り越した場合の算定方法は別に省令で定める。

5 施行期日

公布の日(4月15日予定)

総財財第142号
平成25年9月11日

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)

総務省自治財政局財政課
復興特別交付税室長
(公印省略)

震災復興特別交付税の適正な算定について (通知)

震災復興特別交付税の算定に当たっては、従来から、正確な基礎数値の回答や、事業の進捗管理に必要な資料の整備・管理をお願いしておりますが、今般、会計検査院による会計実地検査において、震災復興特別交付税の過大交付が指摘されるなどの事例が生じております。

つきましては、下記の事項について御留意の上、今後、震災復興特別交付税の算定に必要な基礎数値について、関係資料の適切な整備・管理を通じ、正確な回答に努めていただき、同様の事例が重ねて生じることのないよう、周知徹底していただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 震災復興特別交付税の過大交付等の事例

(1) 会計検査院による会計実地検査において指摘された過大交付の事例（すべて一般単独災害復旧事業費関係）

① 東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

ア. 東日本大震災以外の災害に係る災害復旧事業費

イ. 災害復旧事業費とは認められない経費（東日本大震災前には設置していなかった設備の新設工事等）

② 国の補助金等の交付を受けて実施する事業（国庫補助事業）に要する経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

③ 起債対象事業費とは認められない経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

ア. 地方団体が所有していない施設の災害復旧事業費

イ. 被災した施設等と一体不可分の機能を有するとは認められない備品の購入費

ウ. 寄附金等の特定財源を充当する事業費

エ. 国の補助金等を伴わない公営企業施設の災害復旧事業について繰出しによることなく一般会計から直接支出した額

④ 同一の災害復旧事業に要する経費を重複して一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

(2) その他の事例

震災復興特別交付税の算定対象となる地方負担額について、地方債を充当し、震災復興特別交付税を重複して計上していた事例

2. 震災復興特別交付税の算定に必要な基礎数値の回答に当たっての留意事項等

平成26年3月に決定・交付する震災復興特別交付税の算定に向け、下記の点に留意すること。

(1) 一般的事項について

① 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成25年総務省令第61号。以下、「平成25年度復興特交省令」という。）及び基礎数値の照会様式の記載要領を確認して、基礎数値を回答すること。

② 同一の経費について、財源を重複するなどして算定対象とならない経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者、地方債の担当者等も回答内容を確認すること。また、基礎数値の回答に当たり、平成25年度復興特交省令及び基礎数値の照会様式の記載要領について、事業の担当者、地方債の担当者等にも周知すること。

③ 平成23年度分及び平成24年度分の震災復興特別交付税の過大算定額及び過少算定額は、平成26年3月に決定・交付する震災復興特別交付税で減額又は加算することとしていること（平成25年度復興特交省令第3条第3項）。このため、上記1のような事例の該当がないか確認しておくとともに、これまでの算定の基礎数値の根拠となった資料等、事業の進捗管理に必要な資料を適切に管理しておくこと。

(2) 一般単独災害復旧事業費について

① 平成25年度復興特交省令第2条第1項第20号の規定により震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものは、「国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る平成25年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額」とされていること。

② 東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費（東日本大震災以外の災害に係る災害復旧事業費、災害復旧とは認められない経費等）は対象とならないので、基礎数値の回答の際に、確実に控除すること。

- ③ 国の補助金等の要件を満たす事業については、当該国の補助金等を積極的に活用すること。その際、算定に当たって、国庫補助事業に要する経費を一般単独災害復旧事業による経費として計上することのないようにすること。
- ④ 起債対象事業費とは認められない経費は震災復興特別交付税の対象とならないので、地方債の担当者において確認すること。
- ⑤ 会計検査院から過大交付の事例が多く指摘されていることを踏まえ、平成23年度分及び平成24年度分について、平成26年3月に実施する過大・過少算定において、過大交付がなかったかどうかの確認を求めることとしていること。詳細については、追って連絡する予定であること。

3. 震災復興特別交付税の検査

都道府県知事が、市町村について、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第17条の3第2項に規定する検査を行う際には、震災復興特別交付税の算定に用いた資料について、予算関係資料などと突合する等により、上記1のような事例がないか確認すること。

なお、検査の結果、過大算定額及び過少算定額が発見された際には、震災復興特別交付税の過大・過少算定において、反映させて報告すること。